破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第１４１号
山形市西原２丁目１番地12
債務者　渡邊真寿美
1　決定年月日時　平成29年11月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１７４号
山形市双葉町２丁目６番９―403号　市営双葉町アパート
債務者　松田トヨ子
1　決定年月日時　平成29年11月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第６３３号
北九州市八幡西区町上津役東１丁目18番13号
債務者　小西　哲子
1　決定年月日時　平成29年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第９４号
秋田県湯沢市愛宕町３丁目３番６号　麻生アパート１号室
債務者　和泉　ミカ
1　決定年月日時　平成29年11月21日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２９年（フ）第３９３号
愛知県豊田市花本町青木11番地８
債務者　山下　敦史
1　決定年月日時　平成29年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第１１９号
岡山県倉敷市亀島２丁目22番27号　ラ・ルーチェⅡ103号
債務者　兼康　倍典
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第６３３号
埼玉県ふじみ野市福岡中央１丁目４番22号　カーサ・イル・クオーレ202、前住所埼玉県新座市野火止８丁目11番21号　高橋コーポ203号室
債務者　板垣　佑衣（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１８８号
岡山県総社市総社1362番地　諸上住宅Ａ－１－１
債務者　大林恵美子
1　決定年月日時　平成29年11月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第６４５号
埼玉県川越市仙波町３丁目23番地１（ファミール川越904号室）
債務者　久保田あけみ
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第４００号
静岡県田方郡函南町柏谷905番地の３　クリーンハイツ405
債務者　伊藤　好二
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第４７２０号
大阪府八尾市長池町３丁目67番地の10、前住所大阪府八尾市東山本町８丁目３番26号
債務者　森　　貴志
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４９０８号
大阪府東大阪市森河内東２丁目18番23号
債務者　笹　龍之介
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月23日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４９２０号
大阪市浪速区久保吉１丁目１番３号　那須アパート　201号
債務者　白石　勝也
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月23日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４９６６号
大阪府守口市藤田町５丁目35番７―203号
債務者　奥野　千尋（旧姓中山）
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４９８２号
大阪市福島区玉川１丁目６番15号　ＦＯＲＵＭ福島・玉川　301号
債務者　川上　敏江（旧姓松原）
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月23日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４６８号
栃木県宇都宮市峰４丁目２番15号　プレインハウス105、前住所栃木県宇都宮市西原町509番地４　秋桜館・西原501
債務者　小田林美貴
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月22日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係